

インターネットを活用した出願について

令和7年度都立高校入試では、推薦入試、第一次募集・分割前期募集及び海外帰国生徒対象入試（4月入学）において、全ての都立高校でインターネット出願を実施します。分割後期募集・第二次募集、国際高校の国際バカロレアコース等、その他の募集では窓口で出願を受け付けますので、ご注意ください。

出願は、出願サイトで情報を入力し、中学校の承認を受け、都立高校へデータを送信することにより行います。調査書等の出願書類は、中学校を通じて、都立高校へ簡易書留郵便等により提出します。

また、受検票は出願サイト上で交付されます。各自でダウンロードして印刷し、キリトリ線で切り取り、検査日当日に持参してください。

合格発表については、校内での掲示による発表と、合否照会サイト上での個別の合否照会を行います。

志願変更を行う場合も、出願サイト上での手続きが必要となります。入学料の支払方法は、出願サイト上での決済（クレジットカード、コンビニエンスストアでの支払い又はPay-easy）又は納付書による支払いのいずれかを選択します。

インターネット出願を実施する入試

- 推薦に基づく入試
- 学力検査に基づく入試（第一次・分割前期募集）
- 海外帰国生徒対象入試（4月入学）

インターネット出願の手順

① 出願サイトのユーザIDの取得



志願する都立高校専用の出願サイト（miraicompass）へアクセスし、メールアドレスをユーザIDとして登録し、ユーザIDを取得します。ユーザIDはmiraicompassで共通なので、例えば、miraicompassを使用する他の私立高校へ出願する際も同じユーザIDを使用できます。（注意）出願サイトは**令和6年12月20日（金）から公開**となります。

② 顔写真の登録



顔写真データ（JPEG形式又はPNG形式）を用意し、出願サイトのマイページから顔写真を登録します。（注意）正面上半身脱帽、令和6年10月1日（火）以降に撮影したもの

③ 志願者情報の入力



志願者氏名、生年月日、中学校名、保護者氏名、現住所などを入力します。

④ 登録内容の一時保存



【都内の中学校等に在学している志願者】

入力した情報を一時保存します。入力した情報を中学校に確認してもらう必要があるため、中学校の先生に入力が完了したことを伝えてください。⑤が終わらない限り先には進めません。

【上記以外の志願者】

⑤の承認のステップはありませんので、⑥に進んでください。

⑤ 中学校による出願の承認

必要事項の入力後、在学する中学校が入力内容を確認し、出願の承認を行います。（注意）中学校が承認すると、「出願承認メール」が届きます。

インターネット出願の手順（続き）

⑥ 入学考査料の支払い

中学校から出願の承認を受けたら、入学考査料の支払いの手続きが可能になります。クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy による支払い又は納付書による支払いのいずれかを選択します。

- クレジットカード・・・出願サイトのマイページからカード情報を登録することで、**即時決済**が可能です。
 - コンビニエンスストア・・・出願サイトで選択したコンビニエンスストアでお支払いしてください。
 - Pay-easy・・・・・・出願サイトで選択したペイジー・金融機関 ATM（現金）、ペイジー・金融機関 ATM（カード）、ペイジー（ネットバンキング）でお支払いしてください。
 - 納付書・・・・・・金融機関の窓口で支払った後、**領収証書の写真を出願サイトへアップロード**することにより、支払い完了となります。
- （注意）入学手続きが終了するまでは、領収証書の紛失にご注意ください。
金融機関の窓口での支払いは、中学校の承認前でも可能ですが、領収証書の写真のアップロードは中学校の承認後しか行えません。

（注意）支払期限にご注意ください。期限は、書類提出期間と同じです。

お支払い期限

- 推 薦：1月16日（木）午後5時まで
- 一次・前期：2月 5日（水）午後5時まで

（注意）出願サイトから出願手続きを完了及びお支払い完了後、「申込受付完了メール」が届きます。

⑦ 提出書類の郵送（専用の封筒を使用・書類提出期間内に必着）

【都内の中学校等に在学している志願者】

出願に必要な書類は在学している中学校から都立高校へ、郵送により提出します。
志願者本人が用意する書類はお早めにご準備いただき、中学校の先生へお渡しください。

【上記以外の志願者】

出願に必要な書類は**志願者本人（又は保護者）**から志願先の都立高校へ簡易書留郵便等により**直接送付**してください。

⑧ 受検票のダウンロード・印刷

都立高校で出願書類等の確認を行い、書類の不備等がなければマイページから受検票をダウンロードできるようになります。受検票の発行は、推薦入試では1月23日（木）、第一次募集・分割前期募集では2月16日（日）です。

（注意）受検票を印刷する環境がない場合は、コンビニエンスストア等でも印刷可能です。受検票は、可能な限り鮮明に印刷をしてください。

印刷した受検票を検査日に忘れず持参してください。

なお、受検票は得点・答案の開示請求を行う際にも使用するので、検査終了後も適切に保管してください。

志願変更の手順

① 志願変更願の作成・提出



志願変更願（紙）を作成し、在学している中学校長の確認を経て、2月12日（水）午前9時から午後3時までの間に、出願した都立高校へ持参し提出します。

② 書類の返却（2月12日（水））



志願変更願を提出した都立高校から、直接調査書等の書類が返却されるので、受け取ります。

③ 自己PRカードの作成（必要に応じて）



志願変更先の都立高校が面接実施校の場合は、「本校の期待する生徒の姿」を参考にして自己PRカードを作成します。

④ 書類の再提出・インターネット出願（2月13日（木））



志願変更先の都立高校の出願サイト上で、必要事項を入力します。

なお、中学校による出願の「承認」は不要です。

また、②で返却された出願に要する書類と、新たに作成した自己PRカードを志願変更先の都立高校の窓口へ提出します。このとき志願変更前の高校から返却された調査書は開封せずそのまま志願変更後の高校に提出してください。

（注意）志願を取り下げた都立高校への再提出はできません。

⑤ 受検票のダウンロード・印刷

受検票は、志願変更先の都立高校の出願サイト上で交付されます。

各自でダウンロードし、印刷してください。受検票は用紙の右側にレイアウトされますので、キリトリ線で切り取り、検査当日に忘れずに持参してください。

なお、受検票は得点・答案の開示請求の際も使用しますので、検査終了後も適切に保管してください。

合格発表について

合否照会サイトで、個別の合否照会を行います。

ウェブサイトは東京都教育委員会のホームページ及び各都立高校のホームページからアクセス可能となる予定です。

合否の照会には、**受検番号**と**パスワード**が必要です。

なお、合否結果は一定期間を経過すると表示できなくなるため期間内に必ず確認し、必要に応じ画面を印刷する等して保存してください。

（注意）パスワードについては高校から連絡されます。

合否照会サイト

受検番号	入力	合否結果表示
パスワード		

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧
(学力検査に基づく選抜・定時制)

提出を要する書類等 応募資格			入学願書 (所定の用紙) *1	入学査料 (所定の納付書) *2	調査書 (様式10)	スピーキングテスト個人レポート (都立高校提出用)	卒業証明書	自己PRカード (様式12)	成績一覧表 (別送) (様式11)	住民票記載事項証明書 (様式応3)	成人受検者特別措置申請書 (様式9)	自己申告書 (様式13)	志願者一覧 (様式32)	その他必要な書類
都内に住所を有する者	中学校卒業見込みの者		◎	◎	◎	◎		▲	◎	△		△	◎	都外の中学校を卒業見込みの者は住民票記載事項証明書(様式応3)が必要
	中学校卒業 者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△		
		20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲		◎		△		
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	◎	△		
都内に住所を有さない者	都内に転入することが 確実な者	中学校卒業見込みの者		◎	◎	◎	◆	▲	○			△		転居先を証明する書類
		中学校卒業 者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆	▲				△		
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆	▲		◎	◎	△		
			20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲			△		
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	△		
	現に都内に勤務先を 有する者	中学校卒業 者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆	▲				△		勤務先を証明する書類
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆	▲		◎	◎	△		
			20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲			△		
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	△		
	都内に勤務先を有する ことが確実な者	中学校卒業見込みの者		◎	◎	◎	◆	▲	○			△		勤務先を有することが確実であることを証明する書類
		中学校卒業 者	20歳未満	◎	◎	◎★	◆	▲				△		
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆	▲		◎	◎	△		
			20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲			△		
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲		◎	△		

(注1) ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びスピーキングテスト個人レポート(原本)は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

また、★を付してある者のうち、令和3年度から令和5年度までに中学校を卒業した者については調査書(様式10-2)を、令和2年度以前に中学校を卒業した者については、調査書(様式10-3)を用いる。

*1は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

*2は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

○は、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。

▲は、面接実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)を本人の希望により受験した者のみ提出する。

(注2) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注3) 令和7年3月31日現在満20歳以上の者(平成17年4月1日以前に出生した者)は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

なお、令和3年度から令和5年度までの卒業者については(様式10-2)により、令和2年度以前の卒業者については(様式10-3)により作成する。

(注4) 住民票記載事項証明書(様式応3)は、志願者について、令和6年1月20日以降に区市町村長が発行したものであることに留意する。

(注5) 第2学年相当以上に出願する者については、調査書を提出する必要はない。

(注6) 成人受検者特別措置は、定時制課程単位制高校を除く。